

# 不動産競売申立をされる方へ

※ 申立ては午前中をお願いします ※

R3. 2. 1版

福岡地方裁判所本庁(第4民事部 不動産競売係)

## 【競売申立】

### ① 申立時に必要な提出書類等(担保権に基づく申立に必要な…○, 債務名義に基づく申立に必要な…△)

- △ 競売申立書(当事者目録, 担保権・被担保債権・請求債権目録, 物件目録各1部を綴じて契印又はページ数を付したのもの)
- △ 申立手数料

原則として, 担保権1個, 債務名義1個につき 4000円(収入印紙)

※担保権に基づく申立の場合, 共同担保は1個と考える

※債務名義に基づく申立の場合で, 数名の債務者に対する1個の債務名義に基づく申立の場合は  
債務者の数×4000円

- △ 差押登記嘱託のための登録免許税  
請求債権額(1000円未満切り捨て)の1000分の4(100円未満切り捨て)  
※計算の結果登録免許税が1000円に満たないときは1000円とする  
現金納付の領収証書を提出する方法による(ただし, 3万円までは収入印紙でも可)

予納郵券 不要(予納金からの払い出しとなります)

- △ **ただし, 申立後, 予納金額を郵便でお知らせしますので, 予納通知用の返信用封筒(申立人の宛名を記載し94円切手を貼付した定型長3封筒)を1枚提出してください。**

- △ 特別売却に関する意見書(申立書に付記可)
- △ 公課証明書 1部(+写し2部)
- △ 法人登記簿謄本等(当事者が法人の場合) 1部(発行日より1か月以内のもの)
- △ 住民票(債務者・所有者のもの) 各1部(発行日より1か月以内のもの)  
注意 ※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの(記載のあるものは不可)
- 担保権の存在を証する書面(不動産登記全部事項証明書等 法務局の異なる共同担保物件を併せて  
申し立てるときは共同担保目録を含むもの) 1部(+写し2部)(発行日より1か月以内のもの)
- △ 執行力のある債務名義正本とその送達証明書 各1部
- △ 目的不動産の登記全部事項証明書 1部(+写し2部)(発行日より2週間以内のもの)
- △ 目的不動産が土地のみのときは, その土地の上すべての建物の登記全部事項証明書, 建物のみ  
のときは, その敷地の登記全部事項証明書

- △ 物件案内図 2部
- △ 法務局備え付けの地図(ないときは「地図に準ずる図面」), 建物所在図の写し 各2部
- △ 法務局備え付けの建物図面・各階平面図写し 2部
- △ 各種目録の写し(当事者目録, 担保権・被担保債権・請求債権目録, 物件目録) 各1部
- △ 当事者が破産し, 破産管財人が選任されている場合は, 破産管財人選任証明書
- △ 代理許可申請を申し立てる場合は, 代理人許可申請書, 職員証明書, 委任状, 手数料500円(収入印紙)

### ② その他申立に必要なもの

- △ 民事執行予納金 **※予納確認後に開始決定をします。**

※原則として60万円です。

ただし, 下記の事由のある場合は1事由につき各30万円を加算します。

不動産が10個以上の場合

物件所在地が複数の場合

共同住宅を含む場合(棟数×30万円)

**※民事執行予納金については, 上記のほかにも事案によって加算されることや追加されることがあります。  
また, 所定の期間内に予納がなされない場合は手続が取り消される場合がありますのでご注意ください。**

## 【競売続行決定の申立て】

- △ 滞納処分による差押えがあるときは, 競売申立と同時に続行決定申立てをしてください。  
手数料・郵券 不要  
申立書(物件が複数で, 差押所が異なる場合は, それぞれについての記載が必要です。)  
続行決定前の評価命令発令に異議がない場合, その旨の意見書(続行決定申立書に付記することも可)

※ 支部に申立てをされる場合は, 予納郵券・予納金については申立先の裁判所に照会してください。